



Trust Relationships for International Administration of Intellectual Properties
(Graduate School of Humanities and Social Sciences, Tsukuba University)

Hoshino, Yutaka

信託、知財信託、知財管理、国際的事業活動

1. 本報告の目的

本報告は、複数国間にまたがって事業展開を行う企業等が、国際的な知的財産の合理的かつ効率的な管理体制を構築させるための方法としての、国際的な信託関係の活用可能性について、理論上の観点を中心として、やや抽象的に検討を加えることを目的とする。具体的には、従来において行われてきた国際的な知財管理の方法とそれに伴って生ずる問題点の存在を指摘したうえで、信託関係を設定した場合における知財管理の方法としての合理性ないし効率性について検討を加える。

2. 国際的な知財管理の問題点

複数国間にまたがって事業活動を展開する企業や団体等にとって、事業遂行の過程で各国において発生する知的財産をどのような方法で管理すべきかは、極めて重要な問題であることが明らかであり、かつ、案外対処が難しいのが実情である。

国際的な知的財産の管理について従来一般的に行われてきた方法は、事業遂行に際して必要となる知的財産については、各国において付与ないし取得された権利等を、主に事業活動を行う国における事業拠点が一元的に管理し、当該権利の実施権限を他の国における事業拠点に付与する、というものであり、知的財産の管理にかかる法律関係が明確である点で、大きな長所を持つものであった。しかしながら、この方法によると、各国において発生する知的財産にかかる権利等が、主に事業を行う国の事業拠点にのみ帰属することとなるため、その余の事業拠点は単に当該権利等の実施権限を得るのみで、当該権利等に伴う利益を部分的にしか享受できない。従って、各国における事業活動の中で独自に生じてきた知的財産についても、この一元的な管理に組み込まれてしまうと、主な事業活動を行う国に権利等が帰属してしまうこととなるから、独自に知的財産を生じさせた各国における事業拠点としては、当該知的財産について、一元的な管理に服させることに消極的な対応をする動機が生ずることとなりかねない。また、この方法では、権利等が帰属する側の事業拠点から他の国における事業拠点に対する監督は、実施権の配分等を通じて合理的に行う余地がありうるとしても、実施権を付与されている事業拠点の側から権利等が帰属する側の事業拠点に対する監督については、一般論として困難であるため、当該権利等の譲渡や倒産時における権利移転を他の国における事業拠点が防止する手段は、事実上ないと言って差し支えない。

このような問題が生じないようにするための最も簡単な国際的な知財管理の方法は、各国において取得ないし付与された知的財産に関する権利等につき、関係する全ての事業拠点との関係で相互に持分ないし共同所有の権利関係を持ち合う方法である。この方法は、前述した主な事業活動を行う国における事業拠点が一元的に管理する方法と異なり、各事業拠点が、自国に關係する権利等をそれぞれ自己の権利として帰属させるものであるから、主に事業を展開する国との関係で知財管理が一方向的なものとなる問題点を容易に回避することができる。しかしながら、この方法は、同一の権利関係が複数国間にわたって共同で帰

属する以上、関係する国が多くなればなるほど、法律関係が限りなく複雑になり、万一紛争が生じた場合には、解決に向けて多大な労力を費やすこととなる恐れがある。また、この方法は、要するに知的財産に関する一元的な管理を行わないわけであるから、関連する事業体全体における知的財産にかかる権利等の状況がどのようになっているかを正確に把握することをはじめとする、知的財産の一元的管理による合理性を事実上放棄しなければならないことが明らかである。

3. 国際的な知財管理における信託の活用

前項で示したような問題点が生ずる実務の現状に対して、知的財産の国際的な管理を目的とした信託関係を設定し、関連する知的財産及び同財産にかかる権利等を全て信託財産として一元的に管理し、各国における事業拠点に対しては、当該知的財産ないし同財産にかかる権利等を直接取得させることなく、信託財産に関する受益権を取得させるようにする、という方法を検討してみると、この方法は、前項で指摘してきた問題点を、合理的かつ妥当に解決できる可能性が高いものと考えられる。

すなわち、知的財産の一元的管理の必要性和合理性という点については、全ての知的財産は、そこから派生する権利等を含めて、全て信託財産として一元的に管理されている。しかも、前項で述べた従来における一元的管理と異なり、信託関係の設定による知的財産の一元的管理においては、特定の国における特定の事業拠点に権利等が完全に帰属しているわけではなく、かつ、信託財産の管理処分については、信託目的による拘束がかけられ、信託財産の名義及び排他的な管理権限を保持する受託者であっても、信託目的に反する処分については、受益者により違反処分が取り消される。また、受託者や特定の受益者の倒産等が生じた場合でも、信託関係は特定の信託関係当事者の倒産に関わらず存続することが原則であるから、仮に受益権が債権者等に移転したとしても、当該受益権の効力について抑制をかける等、信託関係設定時における受益権の内容設定の段階で、合理的な調整ないし対処を施すことが可能である。

さらに、国際的な知財管理を目的とする信託関係における受益権の内容は、前述のとおり、信託関係を設定する段階で、関係当事者が自由に調整することが可能である。従って、信託財産に属することとなる具体的な知的財産ないし同財産に関する権利等が、仮に複数国において各々成立した、法律上の要件効果が必ずしも一致しないものであったとしても、これらを全て信託財産としたうえで、完全に同次元の内容となる受益権を設定し、配分することも可能であるし、あるいは、各国の法体系や各種の法規制の実情を考慮した、柔軟な内容の受益権を個別に設定することもまた可能である。

もっとも、この場合、法体系や法規制が異なる複数の国で各々生じた財産ないし権利等をどのように経済的に評価すべきかが、特に税務上問題となる余地があることは否定できないが、この問題は、信託設定の場合に限らず、全ての国際的な取引において同様に生じうる以上、財産の価値評価に関する一般的な原則、すなわち、関係当事者間に合意が存在すれば、かかる合意に関係当事者は拘束されるべきであるし、関係当事者間で合意が存在しない場合、あるいは合意が成立する見込みがない場合には、裁判管轄を有する国の裁判所が合理的に算定した価値評価に従うほかないものと考えられる。

他方、国際的な知財管理を目的とした信託関係における関係当事者相互間の法律関係について見てみると、信託財産の名義及び管理権限を有する受託者は、信託財産の管理処分を合理的に執行する権限と義務とを負っており、信託目的により拘束された合理的な行動基準に従うことが求められるため、特に受益者に対して優越的な地位に立つわけではない。また、受益者相互間についても、信託関係の設定において受益権相互間に優先劣後関係を設けたような場合でない限り、全ての受益者は信託財産からの利益享受を行う関係で、実質的に対等な立場を保持している。要するに、国際的な知財管理を目的とした信託関係を設定するということは、どこか特定の国における事業拠点を中心として知財管理を行うのではなく、全体

としての信託目的に合理的に拘束された信託財産を事実上の中心とする法律関係を形成することにほかならない。従って、この関係においては、事業拠点相互間における優先劣後ないし主従関係を、理論上も事実上も生じさせなくする効果が十分に期待できるため、事業拠点相互間の無用な心理的対立や過度の競争心に基づく紛争等の危険を事実上抑制できるという、国際的な事業を展開する企業等にとっては無視できない効果をもたらす可能性すらあるわけである。

このようなことからすれば、従来の一元的な知財管理では完全には達成することが困難であった、各国における事業拠点において独自に取得ないし開発された知的財産の事業体全体に対する提供の問題や、事業体全体として有する知的財産ないし同財産にかかる権利等より生ずる経済的利益についての各事業拠点に対する合理的な配分の問題、さらには、各国における法体系や法規制の実情に応じた柔軟な知的財産の実施権限の付与等の問題に関しても、信託目的及び信託財産との間での各自の権利関係を柔軟に調整することにより、極めて合理的かつ効率的である国際的な知的財産の管理体制を達成させることが、十分可能であるように思われる。

4. 国際的な知財信託に関する問題点

以上述べてきたとおり、国際的に事業を展開する企業等にとって、国際的な知財管理を目的とした信託関係の形成は、極めて有望であるものの、これまで、国際的な知財管理を目的とする信託関係についての研究は、ほとんど行われてこなかったものと言わざるを得ない。従って、今後、信託と知的財産管理の双方の分野に関して、理論上の観点のほか、実務上の各種の観点をも含めた検討が、必要となると思われる。

実際、抽象的に列挙してみるだけでも、国際的な知財管理を目的とする信託に関する問題は、① 信託関係当事者間の法律関係の基本構造、② 知的財産の受益権への転換における法的問題点、③ 信託の準拠法選択における解釈指針、④ 信託税制及び信託事務の執行における実務上の解釈指針、等々、多様な局面における議論が未解決のまま山積しているのが実情である。

以下では、ごく抽象的な検討に留まらざるを得ないが、これらの問題点に対する現時点における解釈の方向性について議論してみたい。

① 信託関係当事者間の法律関係の基本構造

信託に関する法律関係の基本構造は、信託に関する議論の出発点であると共に、議論の究極の到達点でもある。すなわち、信託に関しては、他の法律関係と異なり、大方の理解が基本的に一致する定義それ自体が存在せず、関係当事者の権利義務関係の基本構造についても、受託者に信託財産が属するとする見解(債権説)、受益者に実質的に信託財産が属するとする見解(物権説(受益者実質所有権説))、及び、信託財産は関係当事者の誰にも実質的に属していない独立の存在とする見解(信託財産実質法主体性説)、という複数の考え方が存在している。しかも、平成 18 年に改正された日本の現行信託法は、受託者が信託目的に従って受益者のために管理する関係、と信託を定義したため、どの信託法理論を採用したとしても、現行法との関係で理論的な不整合を生ずるものはないのが現状である。これは、見方によっては、多種多様な目的と形態を以て設定される信託関係を現行信託法が広範に包摂するものと評価できないが、現実の局面で信託関係の基本構造に関する解釈の必要が生じた場合には、確定した解釈基準を現行信託法が有していないことを意味しており、実務における調整と工夫とが予め求められるところである。なお、このように複数の信託法理論が同等の価値を持つものとされる以上、現時点における信託関係の最も本質的な特徴としては、信託関係が、信託財産や信託関係当事者を含めて、信託目的により拘束されること、と考えるべきである。

② 知的財産の受益権への転換における法的問題点

知的財産ないし同財産にかかる権利等に関する経済的な価値算定の問題点については前述したが、その他にも、受益権への転換に関する問題点は存在する。最も明確なものとしては、信託財産に属することとなった知的財産等と、そこから転換したと解釈される受益権との間に、どこまで実質的な連動関係を認めるべきか、という点がある。理論上、信託財産に属する知的財産等と信託関係によって設定された受益権とは別個の財産であり、だからこそ関係当事者間の自由な合意に基づいて受益権の内容が設定できるわけであるが、社会的に見た場合、自己に帰属する知的財産を信託財産に提供した主体が、対価として当該信託財産の受益権を取得した場合、両者の間に実質的な連動があるとの解釈は、常に生じうると思われる。まして、受益者が信託財産の実質所有者であると考えた場合には、信託財産を構成する知的財産等に対する受益者の実質的権利の内容について、改めて検討する必要性が生ずることとなる。

③ 信託の準拠法選択における解釈指針

法律関係における準拠法選択の問題は、一般論としても難問であるが、信託については、前述のとおり、定義及び関係当事者間の権利義務関係の構造自体について解釈が分かれうるため、準拠法選択がさらに複雑となることが避けられない。また、国際的な信託関係の中には、複数国間における多様な財産を一元的に管理することを目的とするものばかりでなく、逆に、一元的な財産を複数次元の財産へと拡散させて法律関係を敢えて複雑にすることを目的とするものも少なからず存在するから、準拠法選択に際して、どこまで関係当事者の意思ないし表示を尊重すべきか、あるいは信託目的等から抽象的に準拠法を選択する解釈を採用すべきかが、大きな問題となってくる。

④ 信託税制及び信託事務の執行における実務上の解釈指針

この問題は、一口に実務と言ってもその内容は多様な局面に及んでおり、解釈者が置かれる立場によっても解釈指針が異ならざるを得ないものであるから、現実的な局面に即して個別に検討を集積させていくほかに、抽象的な解釈指針を理論的に確定させることは著しく困難である。しかしながら、信託目的による信託財産及び信託関係当事者の拘束、という理論的観点からは、多くの局面において直感的に妥当と思われる結論を導くことが十分期待されるため、今後の総合的な検討が強く望まれるところである。

5. 今後における課題

本報告は、以上に述べてきた国際的な知財管理を目的とした信託の特徴と問題点とについて、今後の理論及び実務の双方にとって必要かつ有益な観点を提供するための、議論の素材を提供しようとするものであるが、今回は、研究当初の段階における信託関係の有効活用の可能性をやや抽象的に提示したに留まらざるを得なかったため、具体的な議論の詳細について、今後鋭意研究を深めるべく努力していきたい。

【参考文献】

- ・星野豊『信託法理論の形成と応用』（信山社、2004年3月）
- ・星野豊『信託法』（信山社、2011年7月刊行予定）